

大綱 1.) 中小企業振興費に関連して伺います。

東日本大震災で被災した事業者の再建に大きな役割を果たした「グループ補助金制度」は、その後の令和元年台風や、令和3年と4年の福島沖地震でも被災事業者への支援制度として機能しています。しかし、同補助金での支援を受けながら、その後の外部環境の変化等に対応しきれず、倒産・廃業に追い込まれた事業者も少なくありません。この間、これらの事業者に、国の補助金適正化法の適用により補助金の返還命令が出されるケースが増えています。また、申請した事業からの用途変更が認められず、補助金返還を求められるといった事例もあります。

- ① 宮城県としても2020年以降、毎年の国への施策・予算に関する要望として「財産処分制限の運用については柔軟な対応を求め」ていますが、県の具体的な要望内容とその後の国・関係機関との折衝の到達はどのようになっているのかお聞きします。
- ② 財産処分制限の運用についての柔軟な対応は、「商業機能回復支援補助金」等、県単の補助金にも求められています。国の対応改善を待たずして、県規則の範囲で対応が可能なものについては実行に移すべきと考えますが、いかがでしょうか伺います。

大綱 2.) 住宅管理費および住宅建設費に関連して伺います。

昨年12月に公表された「県営住宅の集約に伴う移転支援の方針（中間案）」について、わたくしは2月議会での予算総括質疑でも取り上げました。本年3月の「方針」確定後の対応も踏まえて質疑を行います。

今回の「方針」策定にあたって、県は「人口減少・少子高齢化の進行に伴い住宅ストックの余剰が増えていくことに加え、我が県では災害公営住宅が整備され、新しい公営住宅の整備を積極的に進める状況ではなくなっている」との認識を示し、「入居者や市町村などのご意見を伺った上で、今回の方針を策定した」と答弁しています。

- ③ 「中間案」を出す前に、県営住宅の入居者や市町村などの意見は、いつ、どのような場で、どのように伺ったのかお示してください。

④ 知事の「まずは『廃止方針』という大きな枠組みを決めてしまってから、当事者である入居者や市町村から意見を聞く」というスタンスは、順番が逆だと思えます。知事、いかがですか？

9月9日には県営住宅入居者を中心に「住みよい県営住宅をつくる県民の会」が設立されました。設立のつどいに参加した入居者からは「廃止方針は、住民の意見も聞かずに県の公的責任を放棄するもので決して許せない」「先日の説明会では廃止方針は県の財政負担を減らすためと説明された。私たちがまるで『モノ』のように扱われていることに怒りを感じた」「住民の声に寄り添って廃止方針を撤回し、建て替えてほしい」などの声があがりました。

⑤ 知事、このような入居者の声をどのように受け止められますか？ 伺います。

公営住宅法の第一条では「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と定めています。これまで、紹介してきたような入居者の皆さんの声を聴くにつけ、宮城県の「廃止計画」は県民の生活の安定と社会福祉の増進に真っ向から反するものだと言わざるを得ません。行政のあり方として、本来、住民の「困っている」という声に耳を傾けて、その「困った」をどう解決するのか？ ここにこそ一番の役割が求められている。県が困っている人を増やすようなことをしてはダメです。

⑥ 重ねて「廃止方針」の撤回と「建て替え計画」を作することを求めます、知事、いかがですか？

大綱 3.) 地域保健医療対策費に関連して伺います。

知事が「3病院の連携・統合」構想を提起されてからのこの3年間、精神医療センターを加えた2年間の議論を振り返ってみれば、決定的に欠けていたのが「当事者重視・現場の意見尊重」の姿勢です。県立病院機構とがんセンター、日赤病院、精神医療センター、東北労災病院がそれぞれの協議に加わるようになったのは今年2月に県と日本赤十字社、独法労働者健康安全機構がそれぞれ「協議確認書」を締結した後でした。

⑦ 知事は「大きな枠組みを決めた上で、よりよいものにするために当事者や専門家の意見を聞くことは当然必要だ」と述べていますが、大きな枠組みを決める前にこそ当事者や専門家の意見を聞くことが必要であり、また、仮に大きな枠組みを決めた後であっても、当事者や専門家の理解が得られない場合には原点到ち返って議論することが求められているのではないのでしょうか？知事、いかがですか。

この間、大きくクローズアップされている県立精神医療センターの今後のあり方について伺います。

◎日本も 2014 年 1 月に批准している「障害者の権利に関する条約」の題 4 条第 3 項では、「締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる」と定めています。

「私たちのことを私たち抜きで決めないで」という言葉の所以でもあります、

◎障害者基本法第 10 条第 2 項でも同様の規定があります。

⑧ 知事は「公約」を作る前に、これらの条約・法律に沿って、当事者の方々の意見を聞いていたのか？ このことが決定的に重要です。知事、いかがですかお答えください。

⑨ 知事、あらためてお聞きします。2019 年（令和元年）12 月、「宮城県立精神医療センターの今後のあり方に関する報告書」が出されて以降、県精神保健福祉審議会で精神医療センターを富谷市に移転させるという知事の公約（政策）案を説明・報告されたのはいつが最初になりますでしょうか？

8/31 の「第 3 回精神保健福祉審議会」には知事自らが出席されて、精神医療センターの富谷市移転に伴う県南地域の患者さんの受け皿として、通院・入院・訪問看護・デイケアといった分野に対応できる民間の精神科病院を名取市に公募するといった案が提案されました。知事からは「審議会の皆さま方からいただいた意見や、患者さんからいただいた意見を踏まえての解決策」として提案するとの発言もありましたが、あくまでも富谷市移転を前提とする民間精神科病院の公募については賛成できないというのが審議会の意見でした。

⑩ 知事、精神医療センターの富谷市移転は白紙に戻し、審議会の場でも対案として出されている「名取市内での複数の移転案」を含めて検討を行うことを決断すべきと思うがいかがか。

⑪ 仙台市からの 9/12 付申し入れでも触れられ、25 日の所管常任委員会でも議論されたところではあるが、改めて、知事に申し上げる。精神医療センターの富谷市移転を前提にした名取市への民間精神科病院の公募作業はやめるべきです。知事、いかがですか？

知事が 2021 年の知事選の際に選挙公約として掲げた「村井政策集 2021」の中には、以下のように記されてい

- 合併症を患っているがん患者や精神疾患患者を総合的に診療・治療するため、地域医療の課題解決の視点も踏まえ、「県立がんセンター」を「仙台赤十字病院」と統合させて名取市に、「県立精神医療センター」を「東北労災病院」と合築により富谷市に、それぞれ総合病院として開院させることを目指して検討をスタートさせます。

⑫ 今、この「公約」が知事自身の行動のくびきとなっています。今議会の代表質問・一般質問においても、与野党の区分なく「ここで一度立ち止まり、自身の主張・公約を見直すべき」との声が相次いでいます。あらためて知事の所見を伺います。

(3131 文字)